

平成30年度 事務事業評価(平成29年度実施事業)

No.	部等名称	課等名称	担当名称	中事業名称	評価結果			ページ数
					第1次	第2次	第3次	
1	教育委員会	教育総務課	総務担当	教育交流事業	継続	改善	改善	1 ~ 5
2		学校教育課	学校給食担当	共同調理場運営事業	改善	改善	改善	6 ~ 10
3				御坂学校給食共同調理場給食調理業務委託事業	継続	改善	改善	11 ~ 15
4				春日居学校給食共同調理場給食調理業務委託事業	継続	改善	改善	16 ~ 20
5			石和西小学校給食調理業務委託事業	統合	統合	統合	21 ~ 25	
6			学務担当	学校教育ビジョン具現化事業	改善	改善	改善	26 ~ 30
7				小中学校ICT環境維持整備事業	拡充	縮小	縮小	31 ~ 35
8		生涯学習課	生涯学習担当	俳句の里づくり推進事業	継続	改善	改善	36 ~ 40
9				放課後子ども教室事業	継続	縮小	縮小	41 ~ 45
10		文化財課	国分寺跡整備担当	史跡甲斐国分寺跡整備事業	継続	改善	改善	46 ~ 50
11				文化財保存整備事業	改善	改善	改善	51 ~ 55
12		図書館	図書担当	石和図書館管理運営費	継続	改善	改善	56 ~ 60

評価結果	第1次評価	第2次評価	第3次評価
拡充	1	0	0
継続	7	0	0
改善	3	9	9
縮小	0	2	2
統合	1	1	1
廃止	0	0	0
計	12	12	12

事務事業概要書

平成	30	年度	担当者名		坂本 淳
会計	01 一般会計		所属	教育委員会	教育総務課総務担当
款	教育費_10	項	教育総務費_01		目 教育総務費_01
大事業	03教育総務事業		中事業	02教育交流事業	
1 事務事業の目的					
生活習慣の相違や異文化を越えて交流を行うことで国際的な視野を広げ、将来国際社会に貢献できるような人間を育てるため。					
2 事務事業の対象					
両市の小中学校の児童生徒及び教育関係者、市民					
3 現在の状態					
2017年7月10日天津市和平区3小学校から生徒76名教師9名が市内4小学校に分かれて授業や歓迎セレモニー、クラブ体験などで交流を行う。また、笛吹消防署で体験研修を行う。本市からは11月に教育委員会事務局4名、市内学校の教員4名が訪問して、和平区教育委員会、21中学校、昆明路小学校を訪問して教育交流した。					
4 経緯					
2015年に双方の教育代表団が互いに訪問を実施して、教育交流を行うことを確認する。 2016年6月27日に天津市和平区と教育交流協議書を取り交わす。 2016年からこれまで和平区小学校生徒が毎年約80名修学旅行の日程に組み込み、笛吹市内小学校を訪問して交流を行っている。市からも教師・教育委員会職員が天津市を訪れて視察を行ってきた。					
5 根拠法令					
なし					
6 ニーズ					
天津市側からは毎年小学生が笛吹市の小学校を訪問して生徒同士の交流を希望している。学校側としても児童生徒の異文化交流は子どもたちの国際化には有意義と考えている。					
7 ニーズを踏まえた課題認識					
受け入れについては一定の方法から各学校の対応ができてきている。 市内の小中学生を天津市の学校を訪問して交流をすることについては、交流希望の把握、交流内容、スケジュール、募集人数、費用負担、旅行方法などの詳細を決めてからになる。					
8 必要性					
児童生徒が将来国際社会に貢献できる人間に成長するためには、小さい頃からグローバルな視野を広げる機会のひとつとして異文化・異言語の同世代の交流による国際感覚を養う必要があると考える。					

9 昨年度実施した事業内容
<p>1 実施内容</p> <p>(1)7月10日 天津市の生徒79名教師9名が来訪、富士見・石和東・境川・春日居小学校で受け入れをする。</p> <p>(2)11月14日～17日 教育部局8名が天津市和平区教育委員会と小中学校を訪問する。</p> <p>2 歳出</p> <p>(1) 旅費 102千円(日当)</p> <p>(2) 消耗品費 252千円(小学生来訪時記念品、訪問時お土産)</p> <p>(3) 委託料 1,526千円(天津市訪問交流補助業務委託料)</p>
10 事業で得られた成果
天津市の小学生を迎え入れることで子どもたちと教員とも短時間ではあるが交流を行った。教育部局職員・教員が天津市の教育局、小中学校を訪問した。
11 事業の効果
受け入れた小学校の児童たちは中国語と英語を駆使して異国を訪問する同世代に色々な衝撃を受けることで視野が広がるなどの影響があったと思われる。 また、天津市小中学校を訪れた教員や教育委員会職員は子どもたちの学習のための施設や設備、周辺環境などの充実、外国語教育の重要性などこれからの取り組みの必要性を学ぶことが出来た。
12 事業実施期間
2016年度から教育交流を始める。今後も継続していく。
13 行政が関与する妥当性
現状では両市の教育委員会の間で行われている学校間の交流なので行政が主導で行っている。 留学を斡旋する業者が行っている個々人を対象とした留学とは別のものと考えている。
14 緊急性
なし
15 類似事業
なし

評価調書

事務事業名	教育交流事業
所 属 名	教育委員会 教育総務課 総務担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	これまで天津市和平区の小学生の交流受入れは市内小学校を順番に行っていることから上記のように評価した。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input checked="" type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分のため、補完する事業
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	現行では天津市和平区教育委員会と笛吹市教育委員会の間での交流になっているため。
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
拡充の理由	

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	笛吹市を担う子どもたちの国際社会への意識づけや、外国言語の能力向上のきっかけになり、国際人の育成をする事業と考えている。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	平成26年度からはじまる、終了期限は未定。

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input checked="" type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	市内の生徒児童が天津市の学校での交流にどのくらいの人数が参加を望むか来年度以降になる。

評価調書

事務事業名	教育交流事業
所 属 名	教育委員会 教育総務課 総務担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	中国天津市との教育交流が主事業であるため、渡航や宿泊、現地移動などの業務は旅行会社に委託している。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	2,272,903	円	児童、教育関係者 受益者数 (b)	5,450	人	受益者あたりのコスト (a/b)	417.05	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	天津市から訪れる小学生交流団への記念品代や本市から教育視察団として天津市を訪れる時の旅費を含めた補助業務委託費、保険料、お土産代などの必要な経費であり妥当と考える。							
コスト削減のための方策について記載								
本市の児童生徒が天津市の学校を訪問するようになった場合は交通費など相応の負担をしてもらうことになる。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	0円		1,452,410円		1,880,400円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.1 人	392,503円	0.1 人	392,503円	0.1 人	392,503円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計 円	392,503円		392,503円		392,503円	
③ 年間経費 (①+②)		392,503円		1,844,913円		2,272,903円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		0円		0円		0円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		392,503円		1,844,913円		2,272,903円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	教育交流事業
所 属 名	教育委員会 教育総務課 総務担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価の根拠	天津市は、異言語異文化交流や英語教育等先進的であり、学ぶところは多いと考える。本市教育に国際交流を取り入れていくことは有意義であるため、今後どのように事業展開していくか十分に検討しながら、当面はこの交流を継続することと評価する。
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価の根拠	天津市の児童が笛吹市を訪れ、笛吹市内の児童及び教育関係者と交流することは、国際的な視野を持つきっかけとなるほか、他国の取組を学ぶ良い機会となることから、一定の効果が得られると評価できる。本事業は、開始して3年目となるが、学んだことをどう生かすか、また、最終的にどこを目指すのか、その目標が曖昧な印象を受けるため、事業の到達目標をしっかりと定める必要がある。業務量やコストを考え、笛吹市での交流(受入のみ)とする考え方もある。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価の根拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度	担当者名		石川克己
会計	01 一般会計		所属	教育委員会	学校教育課学校給食担当
款	教育費_10	項	学校給食費_06		目 01学校給食費
大事業	09共同調理場運営事業		中事業	01共同調理場運営事業	
1 事務事業の目的					
御坂、春日居、八代、一宮地区の児童生徒及び教職員に安全・安心な給食を安定的に供給するための各共同調理場及び給食センターの運営に係る事業である。					
2 事務事業の対象					
御坂地区(御坂西小・御坂東小・御坂中)、春日居地区(春日居小・春日居中)、八代地区(八代小・浅川中)、一宮地区(一宮西小・一宮南小・一宮北小・一宮中)の児童・生徒・教職員					
3 現在の状態					
御坂、八代、春日居は合併以前から稼働、平成23年度に一宮が稼働している。配送業務委託は、平成28年度から御坂・春日居を、平成29年度から八代・一宮を派遣で委託					
4 経緯					
平成20年に市が定めた人事管理方針により正規職員の運転員の補充が行われず、退職により正規職員運転員が不在となっており、運転員を雇用し運営する必要が生じている。また、各給食センターの調理業務についても、同様に、外部委託する必要が生じている。					
5 根拠法令					
学校給食法					
6 ニーズ					
学校給食法に基づいた給食の提供を行わなければならないが、提供範囲の定めはないため、仮に給食の提供を縮小することになると弁当対応等が必要となり、保護者の負担増が見込まれることとなる。このため、完全給食の提供が必要となり、併せて付随する配送業務も必要となる。					
7 ニーズを踏まえた課題認識					
完全給食を行うため、給食センターの整備と配送は行わなければならない。					
8 必要性					
学校給食の提供は学校給食法に定められた自治体の任務であり、運営上必要な事業である。					

9 昨年度実施した事業内容
平成29年度 内容：臨時職員雇用 兼務栄養士旅費 各センター事務用品等・食器等補充 配送車運転手派遣 歳出(賃金) : 38, 475, 826円 (旅費) : 79, 180円 (消耗品費) : 4, 897, 161円 (委託料) : 7, 762, 683円
10 事業で得られた成果
児童・生徒・教職員への安全で安心な給食提供を行った。
11 事業の効果
児童・生徒・教職員への安全で安心な給食提供とともに、学校給食の円滑な運営の確保ができた。
12 事業実施期間
継続が必要
13 行政が関与する妥当性
学校給食法に定められた学校給食提供のために必要な事業である。
14 緊急性
なし
15 類似事業
なし

評価調書

事務事業名	共同調理場運営
所属名	教育委員会 学校教育課 学校給食担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	学校給食の提供は学校給食法に定められた自治体の任務であり、児童生徒及び教職員に提供されているサービスであるため。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	学校給食法に定められた学校給食提供のために必要な事業である。
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
拡充の理由	学校給食法に基づく学校給食の提供を行わなければならない、センター方式では、配送業務は付随する業務となり、本業務の提供が求められる。

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	法で定められた市内全域の小中学校に提供されるサービスであるために必用な事業である
いつから、いつまで実施しなければならないのか	義務教育学校が設置されている間

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input checked="" type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	仮に本業務を廃止することとなると、センター方式では給食の提供ができなくなり、学校給食法を遵守できず、また、縮小することにより、弁当持参など、保護者の負担増加が見込まれることとなるため、本業務の提供が求められる。

評価調書

事務事業名	共同調理場運営
所 属 名	教育委員会 学校教育課 学校給食担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	本業務は、配送業務に加え、学校でコンテナからワゴンへの仕分け作業があり、学校職員と連携して行なわなければならない作業が生じるため、派遣での委託が必要となる。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	54,052,095	円	児童生徒教職員 受益者数 (b)	3,185	人	受益者あたりのコスト (a/b)	16,970.83	円
評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	配送業務の安全を確保する上で、従事するものに一定の資格を要求する必要があるため妥当と考える。							
コスト削減のための方策について記載								
特になし。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	76,576,596円		83,691,918円		51,214,850円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.5 人	3,925,028円	0.5 人	3,925,028円	0.3 人	2,355,017円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.2 人	482,229円	0.2 人	482,229円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	3,925,028円		4,407,257円		2,837,245円	
③ 年間経費 (①+②)		80,501,624円		88,099,175円		54,052,095円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		0円		0円		0円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		80,501,624円		88,099,175円		54,052,095円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	共同調理場運営
所 属 名	教育委員会 学校教育課 学校給食担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価の根拠	共同調理場及び給食センターにおける調理業務の民間委託を段階的に進めることで、正規職員及び臨時職員の削減効果が出ている。さらに未導入施設の業務を民間委託することで、本事業で支出している臨時職員賃金の縮小が見込める。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価の根拠	学校給食法に、学校の設置者は、学校給食が実施されるように努めなければならないと定められており、事業は継続して行っていく必要がある。第1次評価にもあるが、安全安心かつ効率的に給食を提供できるよう、今後も、調理業務の民間委託を進める。施設の老朽化が課題となっており、複数施設の集約を進める必要がある。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価の根拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度			担当者名	石川克己	
会計	01 一般会計		所属	教育委員会	学校教育課学校給食担当		
款	教育費_10	項	学校給食費_06		目	01学校給食費	
大事業	02学校給食総務事業		中事業	04御坂学校給食共同調理場給食調理業務委託事業			
1 事務事業の目的							
御坂地区の児童生徒および教職員に対し、安全で安心な給食を安定的に提供する事業							
2 事務事業の対象							
御坂地区(御坂西小・御坂東小・御坂中)の児童・生徒・教職員							
3 現在の状態							
平成29年度から業務委託している。							
4 経緯							
平成20年に市が定めた人事管理方針により正規職員の調理員の補充が行われず、退職により正規職員調理員が減員となっており、正規職員の調理員数が調理場の必要最低人数より少なくなることにより、正規職員不在の給食調理場が出現することとなるので、提供する給食の責任の所在を明確にする必要がある。							
5 根拠法令							
学校給食法							
6 ニーズ							
学校給食法に基づいた給食の提供を行わなければならないが、提供範囲の定めはないため、仮に給食の提供を縮小することになると弁当対応等が必要となり、保護者の負担増が見込まれることとなる。このため、完全給食の提供が必要となり、併せて付随する配送業務も必要となる。							
7 ニーズを踏まえた課題認識							
完全給食を行うため、給食センターの整備と配送は行わなければならない。							
8 必要性							
学校給食の提供は学校給食法に定められた自治体の任務であり、運営上必要な事業である。							

9 昨年度実施した事業内容
平成29年度 内容：給食調理業務 歳出(委託料)：35,478,000円/年
10 事業で得られた成果
児童・生徒・教職員への安全で安心な給食提供を行なった。
11 事業の効果
児童・生徒・教職員への安全で安心な給食提供とともに、学校給食の円滑な運営の確保ができた。
12 事業実施期間
現在の契約は平成32年3月まで。その後も継続が必要。
13 行政が関与する妥当性
学校給食法に定められた学校給食提供のために必要な事業である。
14 緊急性
なし
15 類似事業
なし

評価調書

事務事業名	御坂学校給食共同調理場給食調理業務委託
所属名	教育委員会 学校教育課 学校給食担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	学校給食の提供は学校給食法に定められた自治体の責務であり、児童生徒及び教職員に提供されているサービスであるため。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業		
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業		
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業		
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業		
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業		
評価の根拠	学校給食法に定められた学校給食提供のために必要な事業である。		
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい	<input checked="" type="radio"/> いいえ	
拡充の理由			

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	平成28年度文部科学省調査において山梨県は完全給食実施率が100%である。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	義務教育学校が設置されている間

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input checked="" type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	給食の提供を縮小することにより弁当対応等が必要となり、保護者の負担増加が見込まれることとなるため、現状の完全給食の提供が求められる。

評価調書

事務事業名	御坂学校給食共同調理場給食調理業務委託
所 属 名	教育委員会 学校教育課 学校給食担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	献立作成からの全部委託も可能であるが、食の安全性を確保する中で、責任の所在を明らかにする必要があるため、調理業務のみの委託としている。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	36,504,120	円	児童生徒教職員 受益者数 (b)	973	人	受益者あたりのコスト (a/b)	37,517.08	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	食の安全性を確保する上で、従事するものに一定の知識(資格)を要求する必要があるため妥当と考える。							
コスト削減のための方策について記載								
調理業務委託仕様書に記載している有資格者(調理師等)を求める数を減らすことによりコスト削減は見込めるが、一定の知識の無いものに従事させることにより食の安全が担保できなくなる可能性がある。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	0円		0円		35,478,000円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.0 人	0円	0.1 人	785,006円	0.1 人	785,006円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.1 人	241,114円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	0円	0円	785,006円	785,006円	1,026,120円	1,026,120円
③ 年間経費 (①+②)		0円		785,006円		36,504,120円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		0円		0円		0円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		0円		785,006円		36,504,120円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	-		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	御坂学校給食共同調理場給食調理業務委託
所 属 名	教育委員会 学校教育課 学校給食担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価の根拠	業務についてのノウハウや実績を持った事業者であり、しっかりと業務が遂行されていると考える。 また、直営で正規調理職員を確保する中で運営することに比べ、委託することでの経費削減効果は大きく、継続することが妥当である。
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価の根拠	学校給食法に、学校の設置者は、学校給食が実施されるように努めなければならないと定められており、事業は継続して行っていく必要がある。既に調理業務の民間委託を実施しているが、業務委託仕様書に基づき安全安心で美味しい給食を提供できているか、引続き確認していく必要がある。施設の老朽化が課題となっており、複数施設の集約を進める必要がある。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価の根拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度			担当者名	石川克己	
会計	01 一般会計		所属	教育委員会	学校教育課学校給食担当		
款	教育費_10	項	学校給食費_06		目	01学校給食費	
大事業	02学校給食総務事業		中事業	05春日居学校給食共同調理場給食調理業務委託事業			
1 事務事業の目的							
春日居地区の児童生徒および教職員に対し、安全で安心な給食を安定的に提供する事業。							
2 事務事業の対象							
春日居地区(春日居小・春日居中)の児童・生徒・教職員							
3 現在の状態							
平成29年度から業務委託している。							
4 経緯							
平成20年に市が定めた人事管理方針により正規職員の調理員の補充が行われず、退職により正規職員調理員が減員となっており、正規職員の調理員数が調理場の必要最低人数より少なくなることにより、正規職員不在の給食調理場が出現することとなるので、提供する給食の責任の所在を明確にする必要がある。							
5 根拠法令							
学校給食法							
6 ニーズ							
学校給食法に基づく学校給食の提供を行わなければならないが、提供範囲の定めはなく、給食の提供を縮小することにより弁当対応等が必要となり、保護者の負担増加が見込まれることとなるため、完全給食の提供が求められる。							
7 ニーズを踏まえた課題認識							
学校給食法において給食実施に必要な設備及び運営に要する経費は学校の設置者となっており、それ以外の経費は保護者負担となっている。保護者には給食食材費の負担をお願いしているが、未払いの家庭もある中で、食材費については何とか運営できている状況にある。							
8 必要性							
学校給食の提供は学校給食法に定められた自治体の任務であり、運営上必要な事業							

9 昨年度実施した事業内容
平成29年度 内容：給食調理業務 歳出(委託料)：25, 596, 000円/年
10 事業で得られた成果
児童・生徒・教職員への安全で安心な給食提供を行った。
11 事業の効果
児童・生徒・教職員への安全で安心な給食提供とともに、学校給食の円滑な運営の確保ができた。
12 事業実施期間
現在の契約は平成32年3月まで。その後も継続が必要
13 行政が関与する妥当性
学校給食法に定められた学校給食提供のために必要な事業である。
14 緊急性
なし
15 類似事業
なし

評価調書

事務事業名	春日居学校給食共同調理場給食調理業務委託
所属名	教育委員会 学校教育課 学校給食担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	学校給食の提供は学校給食法に定められた自治体の責務であり、児童生徒及び教職員に提供されているサービスである。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業		
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業		
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業		
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業		
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業		
評価の根拠	学校給食法に定められた学校給食提供のために必要な事業である。		
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい	<input checked="" type="radio"/> いいえ	
拡充の理由			

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	法で定められており、市内全域の小中学校に提供されるサービスである。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	義務教育学校が設置されている間

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input checked="" type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	給食の提供を縮小することにより弁当対応等が必要となり、保護者の負担増加が見込まれることとなるため、現状の完全給食の提供が求められる。

評価調書

事務事業名	春日居学校給食共同調理場給食調理業務委託
所 属 名	教育委員会 学校教育課 学校給食担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	献立作成からの全部委託も可能であるが、食の安全性を確保する中で、責任の所在を明らかにする必要があるため、調理業務のみの委託としている。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	26,622,120	円	児童生徒教職員 受益者数 (b)	653	人	受益者あたりのコスト (a/b)	40,768.94	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	食の安全性を確保する上で、従事するものに一定の知識(資格)を要求する必要があるため妥当と考える。							
コスト削減のための方策について記載								
有資格者を求める数を減らすことによりコスト削減は見込めるが、一定の知識の無いものに従事させることにより食の安全が担保できなくなる可能性がある。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	0円		0円		25,596,000円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.0 人	0円	0.1 人	785,006円	0.1 人	785,006円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.1 人	241,114円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	0円	0円	785,006円	785,006円	1,026,120円	1,026,120円
③ 年間経費 (①+②)		0円		785,006円		26,622,120円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		0円		0円		0円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		0円		785,006円		26,622,120円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	-		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	春日居学校給食共同調理場給食調理業務委託
所 属 名	教育委員会 学校教育課 学校給食担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価の根拠	業務についてのノウハウや実績を持った事業者であり、しっかりと業務が遂行されていると考える。 また、直営で正規調理職員を確保する中で運営することに比べ、委託することでの経費削減効果は大きく、継続することが妥当である。
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価の根拠	学校給食法に、学校の設置者は、学校給食が実施されるように努めなければならないと定められており、事業は継続して行っていく必要がある。既に調理業務の民間委託を実施しているが、業務委託仕様書に基づき安全安心で美味しい給食を提供できているか、引続き確認していく必要がある。施設の老朽化が課題となっており、複数施設の集約を進める必要がある。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価の根拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度	担当者名		石川克己
会計	01 一般会計		所属	教育委員会	学校教育課学校給食担当
款	教育費_10	項	学校給食費_06		目 01学校給食費
大事業	02学校給食総務事業		中事業	02石和西小学校給食調理業務委託事業	
1 事務事業の目的					
石和西小学校の児童および教職員に対し、安全で安心な給食を安定的に提供する事業。					
2 事務事業の対象					
石和西小学校の児童・教職員					
3 現在の状態					
平成16年の開校当時から業務委託しており、現在も業務委託をしている。					
4 経緯					
平成16年の開校当時から業務委託しているが、平成20年に市が定めた人事管理方針により正規職員の調理員の補充が行われず、退職により正規職員調理員が減員となり、正規職員の調理員数が調理場の必要最低人数より少なくなることにより、正規職員不在の給食調理場が出現することとなるので、提供する給食の責任の所在を明確にする必要がある。					
5 根拠法令					
学校給食法					
6 ニーズ					
学校給食法に基づく学校給食の提供を行わなければならないが、提供範囲の定めはなく、給食の提供を縮小することにより弁当対応等が必要となり、保護者の負担増加が見込まれることとなるため、完全給食の提供が求められる。					
7 ニーズを踏まえた課題認識					
学校給食法において給食実施に必要な設備及び運営に要する経費は学校の設置者となっており、それ以外の経費は保護者負担となっている。保護者には給食食材費の負担をお願いしているが、未払いの家庭もある中で、食材費については何とか運営できている状況にある。					
8 必要性					
学校給食の提供は学校給食法に定められた自治体の任務であり、運営上必要な事業					

9 昨年度実施した事業内容
平成29年度 内容：給食調理業務 歳出(委託料)：12,088,800円/年
10 事業で得られた成果
児童・教職員への安全で安心な給食提供を行った。
11 事業の効果
児童・教職員への安全で安心な給食提供とともに、学校給食の円滑な運営の確保ができた。
12 事業実施期間
平成31年7月まで(平成31年8月(2学期)以降は、現在建設中の石和学校給食センターで給食調理を行なうこととなる)
13 行政が関与する妥当性
学校給食法に定められた学校給食提供のために必要な事業である。
14 緊急性
なし
15 類似事業
なし

評価調書

事務事業名	石和西小学校学校給食調理業務委託業
所属名	教育委員会 学校教育課 学校給食担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	学校給食の提供は学校給食法に定められた自治体の任務であり、児童及び教職員に提供されているサービスのため。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業		
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業		
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業		
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業		
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業		
評価の根拠	学校給食法に定められた学校給食提供のために必要な事業である。		
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい	<input checked="" type="radio"/> いいえ	
拡充の理由			

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	法で定められており、市内全域の小中学校に提供されるサービスである。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	義務教育学校が設置されている間

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input checked="" type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	給食の提供を縮小することにより弁当対応等が必要となり、保護者の負担増加が見込まれることとなるため、現状の完全給食の提供が求められる。

評価調書

事務事業名	石和西小学校学校給食調理業務委託業
所 属 名	教育委員会 学校教育課 学校給食担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	献立作成からの全部委託も可能であるが、食の安全性を確保する中で、責任の所在を明らかにする必要があるため、調理業務のみの委託としている。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	12,873,806	円	児童教職員 受益者数 (b)	314	人	受益者あたりのコスト (a/b)	40,999.38	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	食の安全性を確保する上で、従事するものに一定の知識(資格)を要求する必要があるため妥当と考える。							
コスト削減のための方策について記載								
有資格者を求める数を減らすことによりコスト削減は見込めるが、一定の知識の無いものに従事させることにより食の安全が担保できなくなる可能性がある。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	12,182,400円		12,182,400円		12,088,800円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.1 人	785,006円	0.1 人	785,006円	0.1 人	785,006円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	785,006円		785,006円		785,006円	
③ 年間経費 (①+②)		12,967,406円		12,967,406円		12,873,806円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		0円		0円		0円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		12,967,406円		12,967,406円		12,873,806円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	石和西小学校学校給食調理業務委託業
所 属 名	教育委員会 学校教育課 学校給食担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価の根拠	業務についてのノウハウや実績を持った事業者であり、しっかりと業務が遂行されていると考える。 また、直営で正規調理職員を確保する中で運営することに比べ、委託することでの経費削減効果は大きい。 なお、本校を含む石和地区の小学校については、給食センターを建設中であるため統合と評価する。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input checked="" type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価の根拠	学校給食法に、学校の設置者は、学校給食が実施されるように努めなければならないと定められており、事業は継続して行っていく必要がある。既に調理業務の民間委託を実施しているが、業務委託仕様書に基づき安全安心で美味しい給食を提供できているか、引続き確認していくことが必要である。石和地区の小学校については、現在給食センターを建設中であり、評価については、統合とした。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input checked="" type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価の根拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input checked="" type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度			担当者名	早河 明	
会計	01 一般会計		所属	教育委員会	学校教育課学務担当		
款	教育費_10	項	教育総務費_01		目	03義務教育費	
大事業	学校教育ビジョン具現化事業		中事業	学校教育ビジョン具現化事業			
1 事務事業の目的							
児童生徒の健全育成及び各学校の経営方針の指針を示す学校教育ビジョンを作成した。この学校教育ビジョンの具現化に向けた事業の実施							
2 事務事業の対象							
笛吹市立小中学校の児童生徒並びに教職員							
3 現在の状態							
学校教育ビジョン(平成20年策定、平成26年改訂)に沿って、各学校で経営方針を作成し、その具現化を目指し各校が取り組んでいる。市教育委員会としても児童の基礎的な学力の定着を図ることを目的にNRT(学力検査)を実施し学力定着状況の分析を行っている。							
4 経緯							
「第一次笛吹市総合計画」を受け、平成20年9月に「笛吹市学校教育ビジョン」を策定した。平成25年に改訂を行い、学校教育ビジョンの更なる具現化を図るため、指導主事と学校代表者による学力向上研究会を構築し、NRT(学力検査)を行った。							
5 根拠法令							
なし							
6 ニーズ							
市内の児童生徒に「生きてはたらく力」を育成するため基礎的基本的な学力の定着の必要性がある。							
7 ニーズを踏まえた課題認識							
確かな学力の育成と学びを深める教育を推進するため、一層の基礎学力の定着と教職員の力量の向上が課題となる。							
8 必要性							
学校教育ビジョンを指針として、各校の特色ある教育活動を目指すことで、児童生徒の基礎学力の向上と教職員の指導力の向上が図られるため必要性がある。							

9 昨年度実施した事業内容
<p>市の学校教育の指針となる「笛吹市学校教育ビジョン」の具現化を図るため、学力向上委員会を構築し学力向上の施策を考案していく。基準学力検査(NRT)を実施し、各校の学力状況の分析を行った。</p> <p>ア 需用費 (ア)消耗品費・・・学力テスト用紙 1,063千円 (イ)印刷製本費・・・就学前リーフレット等の作成 541千円</p> <p>イ 委託料 (ア)委託料その他・・・学力検査分析業務 1,149千円</p>
10 事業で得られた成果
<p>基準学力検査(NRT)において、市内平均値は全国平均値を上回っていることがわかった。</p>
11 事業の効果
<p>NRT(学力検査)を経年で実施することで、各教科の指導の充分でない点が明らかになり、教師の指導法の研究などに反映できることから児童の学力向上と教諭の指導力の向上が図られた。</p>
12 事業実施期間
<p>基準学力検査(NRT)は平成20年度から平成29年度まで</p>
13 行政が関与する妥当性
<p>学校教育の指針、教育行政の施策の基本となるもので行政が関与する妥当性がある。</p>
14 緊急性
<p>なし</p>
15 類似事業
<p>なし</p>

評価調書

事務事業名	学校教育ビジョン具現化事業
所 属 名	教育委員会 学校教育課 学務担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	笛吹市の将来を担う児童生徒の基礎的な学力が定着するよう学校教育ビジョンの具現化に向け様々な施策を展開する。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input checked="" type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分のため、補完する事業
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	学力向上研究会や保幼小中高連携会議を開催し、様々な施策を展開するため。
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
拡充の理由	

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	学校教育ビジョンの趣旨に沿い笛吹市の将来を担う児童生徒の基礎的な学力向上を図るため。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	永久的

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	将来の笛吹市を担う児童の学力向上のため

評価調書

事務事業名	学校教育ビジョン具現化事業
所 属 名	教育委員会 学校教育課 学務担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input checked="" type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	基礎学力の向上を目的に、NRT(学力検査)を外部委託とした。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	4,323,159	円	児童 受益者数 (b)	3,308	人	受益者あたりのコスト (a/b)	1,306.88	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	基準学力検査(NRT)の分析業務は、検査用紙を購入した図書文化社の代理店のみしか業務が行えないが、代理店から見積書を徴収しコスト削減を行ったため妥当性がある。							
コスト削減のための方策について記載								
NRT(学力検査)は、図書文化社の代理店のみしか購入できないことから市内には1社しかないため市外の業者も見積りを依頼しながら競争意識を働かせる。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	1,956,959円		2,225,496円		2,753,148円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.2 人	1,570,011円	0.2 人	1,570,011円	0.2 人	1,570,011円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	1,570,011円		1,570,011円		1,570,011円	
③ 年間経費(①+②)		3,526,970円		3,795,507円		4,323,159円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計(④+⑤+⑦)		0円		0円		0円	
⑨ 市の負担額(③-⑧)		3,526,970円		3,795,507円		4,323,159円	
⑩ 受益者負担率(⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	学校教育ビジョン具現化事業
所 属 名	教育委員会 学校教育課 学務担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価 の 根 拠	平成30年度はNRTを実施せず、別途実施される全国学力学習調査や県学力把握調査の結果を活用し、分析を行うことで成果が得られるよう工夫しながら事業を推進する。 また、「学校教育ビジョン具現化事業」という事業名と予算内容が合致していない。具現化は、学校教育関係予算の複数事業に渡っており、当事業の内容は「(仮)学校教育ビジョン総務事業」的な予算ではないか。(事業名の変更が必要)
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価 の 根 拠	実施した事業内容を見ると、学力テストの用紙購入、学力検査分析の委託及びリーフレット作成のみである。第1次評価にもあるとおり、内容を見直す中で、事業の再編が必要と考える。 業務委託については、できるだけ競争が働くよう、発注方法の改善を望みます。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価 の 根 拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度	担当者名		早河 明
会計	01 一般会計		所属	教育委員会	学校教育課学務担当
款	教育費_10	項	教育総務費_01		目 03義務教育費
大事業	小中学校ICT環境維持管理事業		中事業	小中学校ICT環境維持管理事業	
1 事務事業の目的					
ICT環境の機器の更新や学校ネットワークに関するセキュリティ対策を整備することにより、市内小中学校のICT教育を推進する。					
2 事務事業の対象					
笛吹市立小中学校の児童生徒及び教職員					
3 現在の状態					
笛吹市立小中学校のICT環境を学校教育課にて管理及び情報機器の更新をしている。					
4 経緯					
高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の施行(平成13年1月施行)により、教育分野も含め、情報通信技術に関する様々な国家戦略が策定された。学習指導要領の改正(平成20年)に伴い、本市においても、情報教育(子供たちの情報活用力の育成)、教科指導における情報通信技術の活用(情報通信技術を効果的に活用した、分かりやすく深まる授業の実現等)、校務の情報化(教職員が情報通信技術を活用した情報共有によりきめ細かな指導を行うことや、校務の負担軽減等)等教育の質の向上を目指して教育現場(パソコン教室・教職員の校務用パソコン等)の機器の整備・更新を行っている。					
5 根拠法令					
なし					
6 ニーズ					
学習指導要領の改訂によるプログラミング教育の実施、教育現場の情報化に伴う大型提示装置等の設置のニーズがある。更に、統合型校務支援システムの導入による校務事務の効率化(教員の多忙化解消)や生徒情報の共有化の推進等のニーズがある。					
7 ニーズを踏まえた課題認識					
プログラミング教育や大型提示装置の整備並びに維持管理には多額な経費が必要になるとともに、教員の指導力の育成も課題となる。また、統合型校務支援システムの導入は、現在の学校ネットワーク環境を校務系と校務インターネット系に分離しセキュリティを強靱化しなければならない課題もあるが、校務を一元管理することにより業務負担を軽減し子供と向き合う時間の確保し、新たな価値をもつ業務を行うことができる。					
8 必要性					
学習指導要領(平成29年告示)には、教育課程の編成の中で、各校においては、言語能力、情報活用能力(情報モラルを含む。)、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう横断的な視点から教育課程の編成を図るとされています。また、その教育課程を実施するにあたり、各校において、情報活用能力の育成を図るため、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整備することと明記されている。また、教員の業務は、指導要録・学籍関係簿・成績処理・保健管理など様々な校務があり、これを一元管理できる統合型校務支援システムを導入することにより教員の多忙化を解消できる。これにより、児童生徒と向き合う時間が生み出され教育の質の向上に結びつくため必要性がある。					

9 昨年度実施した事業内容
<p>市内小中学校における児童生徒・教職員パソコン並びに学校ネットワーク環境の維持管理、セキュリティ対策のための年間保守やライセンスの更新を行った。また、安全安心メールや自宅接続システムの運用を行った。</p> <p>ア 旅費・・・ICT関連の旅費(教育ITソリューション) 32千円</p> <p>イ 需用費 (ア) 消耗品費・・・ICT関連消耗品(変換ケーブル・切替機・消耗品等) 255千円 (イ) 修繕費・・・PCモニター修繕等 210千円</p> <p>ウ 役務費 通信運搬費・・・自宅接続システムフレッツ光利用料並びにプロバイダ料 3千円</p> <p>エ 委託料・・・小中学校情報セキュリティ保守業務 12,701千円、小学校教育用パソコン入替業務 4,568千円 安全安心メール配信システム保守業務 1,037千円 生徒系インターネット回線分離作業委託 841千円</p> <p>オ 使用料及び賃借料・・・小学校パソコン教室端末用ライセンス購入 11,286千円 VDAライセンス使用料 1,522千円、ウイルス対策ソフトウェア 1,122千円 自宅接続システム装置保守ライセンス 1,633千円 仮想基盤サーバー用システムライセンス更新 1,480千円 クライアント運用管理ソフトライセンス更新 880千円 不正接続端末排除システム保守ライセンス 713千円 他1,896千円</p> <p>カ 備品購入費・・・小中学校職員室用プリンター購入3,768千円、小学校パソコン教室用機器購入24,516千円</p>
10 事業で得られた成果
<p>情報漏えいのリスクの軽減と情報化に沿ったパソコン教室の端末(タブレット)の年次計画で購入した。これにより、情報化時代に沿った学習環境の整備を進めることができた。</p>
11 事業の効果
<p>学校ネットワークを最適な状態に保つことにより、情報漏えい事故等のリスクを抑えるとともに、ICT機器を効果的に活用した授業の実践や学校業務の効率化が行える。</p>
12 事業実施期間
<p>継続事業</p>
13 行政が関与する妥当性
<p>小中学校の環境整備等については、当該設置市町村の負担となる。</p>
14 緊急性
<p>情報化時代に沿った情報機器を更新・保守することは、情報漏えいのリスクを軽減する。また、全国的に問題視される教員の多忙化の解消のため、統合型校務支援システムの導入は喫急の課題とされる。</p>
15 類似事業
<p>セキュリティ対策事業 ネットワーク基盤維持管理事業 ネットワーク運用管理事業 ひとり一台PC維持整備事業</p>

評価調書

事務事業名	小中学校ICT環境維持整備事業
所属名	教育委員会 学校教育課 学務担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	情報化時代にあたり小中学校の児童生徒並びに教員に対してICT環境の整備・更新は当該設置市町村の負担となるため。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業
	<input checked="" type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	学習指導要領(平成29年告示)には、各校において、情報活用能力の育成を図るため、情報機器の環境整備をすることと明記されているため。
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
拡充の理由	

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	未来を担う児童生徒に情報化時代に沿った情報機器の提供。機器の更新・保守を行うことで情報漏えいのリスクを軽減している。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	永続的

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	学習指導要領の改訂によるプログラミング教育の実施。情報化時代に沿った機器(タブレット端末)の更新等 業務負担を軽減し、教育の質の向上を図るため統合型校務支援システムの導入。

評価調書

事務事業名	小中学校ICT環境維持整備事業
所 属 名	教育委員会 学校教育課 学務担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	学校内のネットワーク環境の維持整備は、教育委員会が整備しつつも専門性の高いものは委託をしている。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	74,742,906	円	児童生徒・教員 受益者数 (b)	5,475	人	受益者あたりのコスト (a/b)	13,651.67	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	備品購入(児童生徒用タブレット・教員用パソコン等)・ライセンスは、入札を行いできる限りコスト削減に努めている。							
コスト削減のための方策について記載								
専門性のある職員を配置することで、委託業務等更なる見直しを図る。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	84,633,313円		88,746,903円		68,462,861円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.8 人	6,280,045円	0.8 人	6,280,045円	0.8 人	6,280,045円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	6,280,045円		6,280,045円		6,280,045円	
③ 年間経費(①+②)		90,913,358円		95,026,948円		74,742,906円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計(④+⑤+⑦)		0円		0円		0円	
⑨ 市の負担額(③-⑧)		90,913,358円		95,026,948円		74,742,906円	
⑩ 受益者負担率(⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	小中学校ICT環境維持整備事業
所 属 名	教育委員会 学校教育課 学務担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価 の 根 拠	教育現場におけるICT環境の確保は、情報教育の推進や授業環境の向上に欠かせないものとなっていることから、継続が必要である。 また、文科省により教職員の事務負担の軽減を図るための「統合型校務支援システム」導入が推進されており、平成31年度から関係経費の予算化が必要となることを見込まれることから拡充と評価する。
<input checked="" type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価 の 根 拠	本事業は、児童、生徒のICT教育の推進が目的であるが、それ以外の内容も含まれているため、全体的に事業の見直し、再編が必要と感じる。事業内容に関し、小中学校のネットワーク及びセキュリティ対策に関する業務委託については、事務の効率化及び経費節減の観点から、情報システム課が行っている庁内ネットワーク関連の事業に集約することが望ましいのではないかと考える。また、自宅接続システムについては、仕事を持ち帰る前提の運用であり、個人情報等の情報漏洩のリスクがあるため廃止する必要がある。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input checked="" type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価 の 根 拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input checked="" type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度			担当者名	有泉 博美	
会計	01 一般会計		所属	教育委員会	生涯学習課生涯学習担当		
款	教育費_10	項	社会教育費_04		目	01社会教育費	
大事業	07 文化振興事業		中事業	05 俳句の里づくり推進事業			
1 事務事業の目的							
俳句の里として、飯田蛇笏・龍太を輩出した笛吹市において、子どもたちの心豊かな成長と地域文化の継承及び俳句を通じた情操教育を目指す。							
2 事務事業の対象							
市内外の小学生及び中学生							
3 現在の状態							
俳句の里として、飯田蛇笏・龍太を輩出した笛吹市において、小学生及び中学生を対象に「俳句の里」山梨県笛吹市全国小学生中学生俳句会を開催する。また、市内文化協会俳句部や山廬文化振興会のご協力により出前授業も実施している。なお、山廬後山狐亭の復元整備を行う。							
4 経緯							
平成9年(旧境川村)より始まり、第一回は東八郡下の規模であった。平成10年(第二回)より山梨県下の規模になり、平成14年(第六回)より全国規模となった。現在は、俳句の里山梨県笛吹市として市内外の小中学生を対象とした俳句の里づくり事業を行っている。							
5 根拠法令							
補助金交付規則							
6 ニーズ							
全国46都道府県から昨年度より1万句多い46,446句の投句数であった。年々投句数が増えており、小中学生を対象とした句会としては、非常に大きい大会となった。今後も継続して努力していく必要がある。							
7 ニーズを踏まえた課題認識							
山廬周辺整備も進み俳句愛好者のみならず一般の方も観光地として立ち寄れる施設となりつつある。 投句数が年々増加しており、今後類句チェック用データベースの構築も検討							
8 必要性							
小中学生俳句会を通じて「俳句の里・山梨県笛吹市」を市内外に広め、子どもたちの心豊かな成長と地域文化の継承を行う。							

9 昨年度実施した事業内容	
1 実施内容	(1) 飯田蛇笏・飯田龍太先生を生んだ笛吹市の俳句の里づくりの一環として、第21回笛吹市小学生・中学生俳句会を開催。46都道府県より計 46,446句の応募あり。 ※内訳 小学生23,816句／中学生22,630句。 (2) 宇多喜代子先生を迎え子ども俳句教室イベントを実施。 (3) 山廬後山整備。
2 歳出=7,584千円	(1) 賃金 1,662千円(臨時職員賃金) (2) 報償費 1,052千円(俳句出前授業、俳句教室講師及び俳句会選者等謝礼・入賞者報奨金・受賞者記念品代) (3) 需用費 544千円(講師お土産代、プリンタラベル、印鑑、複合機トナー、短冊等事務用品・弁当及び食事代) (4) 役務費 177千円(申込及び投句用紙、大判印刷・賞状及び短冊筆耕料・記念撮影写真代・郵送用切手代等) (5) 委託料 1,829千円(イベント委託・作品集作成委託) (6) 補助金 2,320千円(山廬後山の歩道整備と安全対策及び管理路の新設整備補助金)
10 事業で得られた成果	
46都道府県の小中学校688校より計46,446句の応募があり全国に笛吹市が俳句の里であることのPRとなっている。	
11 事業の効果	
子どもたちの心豊かな成長と地域文化の継承を期待できる。小中学生俳句会を通じて「俳句の里・山梨県笛吹市」を市内外に広めることが出来る。	
12 事業実施期間	
平成20年度より単年度繰返し	
13 行政が関与する妥当性	
全国の小中学生を対象としているため。	
14 緊急性	
15 類似事業	
山梨県俳句大会 都留市ふれあい全国俳句大会 伊藤園お〜いお茶新俳句大賞	

評価調書

事務事業名	俳句の里づくり推進事業
所属名	教育委員会 生涯学習課 生涯学習担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	全国の小中学校から40,000句を超える応募があり定着してきている。また、笛吹市をPRすることにも繋がる。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分のため、補完する事業
	<input checked="" type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	教育の一環として、全国の小中学校に伝統文化の俳句を学んでもらうため、民間では参加料を取って実施しているところもある。
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
拡充の理由	

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	年々投句数が増加しており、全国にも周知されている事業となっている。また、笛吹市をPRすることにも繋がるため。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	終期は未定

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	全国46都道府県の各学校より投句があり、年々投句数及び都道府県数も増えている。

評価調書

事務事業名	俳句の里づくり推進事業
所 属 名	教育委員会 生涯学習課 生涯学習担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	全国の小中学生への教育の一環のため。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	13,553,265	円	投句数	46,446	句	受益者あたりのコスト	291.81	円
			受益者数 (b)			(a/b)		
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	参加料を徴収している類似事業と比較すると妥当と思われる。							
コスト削減のための方策について記載								
募集要項を全国16,500校に送付し、688校から応募があり全体の4%であった。今後は、周知方法の改善を図り郵送料の軽減も検討していかなければならない。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	4,669,332円		21,690,332円		7,528,497円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.5 人	3,925,028円	0.5 人	3,925,028円	0.5 人	3,925,028円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	1.0 人	2,099,740円	1.0 人	2,099,740円	1.0 人	2,099,740円
	人件費計	6,024,768円		6,024,768円		6,024,768円	
③ 年間経費 (①+②)		10,694,100円		27,715,100円		13,553,265円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		0円		0円		0円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		10,694,100円		27,715,100円		13,553,265円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	俳句の里づくり推進事業
所 属 名	教育委員会 生涯学習課 生涯学習担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価の根拠	全国小中学生俳句会については、応募者数も年々増加しており成果を収めていることから、なお一層創意工夫しながら継続することとしたい。本市の俳句の里づくりのシンボルともなる山廬の整備に対する補助については、当面の計画は平成30年度をもって終了する。
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価の根拠	本事業の最終的な目標、実施する目的が不明確なため、事業の対象、手法等を見直し、今後どのように実施していくのか検討する必要がある。応募される句は増加しているが、同じことの繰り返しとなっている。民間で行っている全国規模の事業に取り入れてもらうなど、新たな展開を進める段階と考える。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価の根拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度			担当者名	有泉 博美	
会計	01 一般会計		所属	教育委員会	生涯学習課生涯学習担当		
款	教育費_10	項	社会教育費_04		目	03青少年育成費	
大事業	01 青少年育成事業		中事業	05 放課後子ども教室事業			
1 事務事業の目的							
学童保育クラブに入所できない児童を対象に、放課後の時間帯における子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の協力を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う。							
2 事務事業の対象							
石和西小学校及び富士見小学校の放課後児童クラブ(学童保育)対象外の小学校1年生から6年生							
3 現在の状態							
現在、石和西小及び富士見小の2校で実施しており、両校あわせて6,257名の児童・生徒が利用している。							
4 経緯							
平成20年度より放課後に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援する事業として実施している。。笛吹市子ども・子育て支援事業計画では、4校において事業を実施することとしている。							
5 根拠法令							
放課後子ども教室推進事業実施要綱 山梨県放課後子ども教室推進事業費補助金交付要綱							
6 ニーズ							
平成20年度より事業を始め、はなぶさ児童館の指定管理者からは、石和東小学校学童保育クラブと石和東小学校の放課後子ども教室の連携型について事業実施にむけた問い合わせがある。また、児童館がなく、学校の施設を利用した学童保育を実施している石和南小学校及び石和北小学校への導入に向けて検討を行っている。							
7 ニーズを踏まえた課題認識							
放課後子ども教室事業と学童保育クラブ事業をどの様に連携を図っていくかが課題である。また、笛吹市子ども・子育て支援事業計画の目標事業量は4校であり、学校施設で事業を行う一体型に加えて、学校と児童館などで事業を行う連携型の導入について検討が必要である。							
8 必要性							
地域社会の中で、放課後に子供たちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、放課後子供教室と放課後児童クラブ及び児童館を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策事業を推進する事により、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全を図る必要性がある。							

9 昨年度実施した事業内容
<p>1 実施内容 (1)放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図り、学習支援や体験活動等を行う。</p> <p>延利用者数</p> <p>※石和西小学校 低学年 2,142名／高学年 1,190名 ※富士見小学校 低学年 1,790名／高学年 1,135名</p> <p>2 歳入 (1)国県補助金 3,126千円(放課後子ども教室推進事業補助金)</p> <p>3 歳出 (1)旅費 20千円(表彰式参加3人分) (2)委託料 11,780千円(放課後子ども教室事業委託料)</p>
10 事業で得られた成果
<p>地域社会の中で、放課後に子供たちの安全で健やかな居場所の確保が出来ている。、学習支援等を行っているため、落ち着いて学習や体験活動に取り組んでいる。</p> <p>2校の延利用者数はH27年度5,921人・H28年度7,000人・H29年度6,257人となっている。</p>
11 事業の効果
<p>地域社会の中で、放課後に子供たちの安全で健やかな居場所づくりを推進し、文部科学省による「放課後子供教室推進事業」と厚生労働省による「放課後児童健全事業」を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策事業を推進することにより、子どもたちと共に、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動が見込める。</p>
12 事業実施期間
平成20年度から継続
13 行政が関与する妥当性
<p>笛吹市子ども・子育て支援事業計画をもとに、学童保育クラブとの連携が必要であるため。国庫補助(文部科学省)1/3・県補助1/3を受け実施しているため。</p>
14 緊急性
特になし。
15 類似事業
児童館・児童センター・学童保育クラブ

評価調書

事務事業名	放課後子ども教室
所 属 名	教育委員会 生涯学習課 生涯学習担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	学童保育クラブ対象外の市内の1年から6年生の放課後の安心安全な居場所の確保のため。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	国1/3・県1/3の補助事業である。(上限額有り)
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
拡充の理由	

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	富士見小及び石和西小地区には児童館がないため、放課後の居場所の確保が必要である。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	児童館が建設されるまで毎年継続

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	平成20年度より事業を始め、はなぶさ児童館の指定管理者からは、石和東小学校学童保育クラブと石和東小学校の放課後子ども教室の連携型について事業実施にむけた問い合わせがある。また、児童館がなく、学校の施設を利用した学童保育を実施している石和南小学校及び石和北小学校への導入に向けて検討を行っている。

評価調書

事務事業名	放課後子ども教室
所 属 名	教育委員会 生涯学習課 生涯学習担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	教員OBの方を中心にしたNPO法人に全てを委託しているため知識や経験が豊富で教え方や接し方も慣れており、なかでも学習支援等が充実してできている。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	13,369,593	円	利用者数	6,257	人	受益者あたりのコスト	2,136.74	円
			受益者数 (b)			(a/b)		
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	国等で定めている単価を使っているため。							
コスト削減のための方策について記載								
放課後子ども教室事業と学童保育クラブ事業をもっと連携を図っていく。 地域の方々のボランティア等を活用しながら、コスト削減に努めていく。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	10,906,721円		11,466,758円		11,799,582円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.2 人	1,570,011円	0.2 人	1,570,011円	0.2 人	1,570,011円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	1,570,011円		1,570,011円		1,570,011円	
③ 年間経費 (①+②)		12,476,732円		13,036,769円		13,369,593円	
④ 国支出金	円	1,563,000円		1,563,000円		1,563,000円	
⑤ 県支出金	円	1,563,000円		1,563,000円		1,563,000円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		3,126,000円		3,126,000円		3,126,000円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		9,350,732円		9,910,769円		10,243,593円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	放課後子ども教室
所 属 名	教育委員会 生涯学習課 生涯学習担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価の根拠	実施している2箇所では、一定の成果を上げているため継続していく必要がある。 課題となっている放課後児童クラブとの一体あるいは連携による実施について検討を進めるとともに、当面の目標である2箇所増設による4箇所での実施についても併せて検討する必要がある。
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価の根拠	保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童を対象に、放課後の一定時間を保育する学童保育を各地区で実施している。また、市内19校のうち、2校の児童生徒しか利用できない。それに加え、学童保育は、利用に当たり、保護者負担金を支払う必要があるにもかかわらず、この事業の利用には、負担をする必要がないため、極めて不均一なサービスであることから、本事業のうち「放課後子ども教室モデル事業」については、廃止することが望ましい。児童館としての機能が必要であれば、実施について別途検討する。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input checked="" type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価の根拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input checked="" type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度	担当者名	古屋 利文	
会計	01 一般会計		所属	教育委員会	文化財課国分寺跡整備担当
款	教育費_10	項	社会教育費_04		目 04文化財保護費
大事業	04 文化財保存整備事業		中事業	01 史跡甲斐国分寺跡整備事業	
1 事務事業の目的					
史跡の内容をわかりやすく解説・活用することによって史跡の意義が伝わり、文化財保護の意識が向上する。そのため観光・生涯学習・地域住民の交流の場として活用していくため史跡指定範囲内の土地の公有地化を図り、埋蔵文化財等の「見える化」等を図る整備を進める。					
2 事務事業の対象					
市内保育所、市内小中学校、市民、各種団体、国分寺跡指定地(面積:46,288.50㎡)、国分尼寺跡指定地(面積:30,504.55㎡)					
3 現在の状態					
国分寺跡・国分尼寺跡は、国の史跡に指定されており、指定範囲内の土地の公有地化を進めている。国分寺跡公有地化済面積34,112.72㎡ 国分尼寺跡公有地化済面積23,992.41㎡ 平成27年度に整備基本計画を策定、平成29、30年度に整備工事を実施、平成29、30、31年度に調査報告書の作成をする。					
4 経緯					
史跡甲斐国分寺跡は、大正11年10月12日に、国史跡に指定。 史跡甲斐国分尼寺跡は、昭和24年7月13日(追加指定:平成13年1月29日、平成30年2月13日)に、国史跡に指定。 これまで、史跡内の私有地を買上げ、公有地化することを実施してきた。今後、私有地の公有地化を継続しながら、本格整備に向けて発掘調査実施、発掘調査報告書作成、整備基本設計書策定、整備実施設計書策定を予定している。					
5 根拠法令					
文化財保護法					
6 ニーズ					
市民等: 広大な場所であり、公園として整備されれば、イベント、散策等で活用したい。 史跡指定範囲内の地権者: 史跡範囲内の土地は、文化財保護法により開発行為ができない。事業開始(旧一宮町)から30年以上経過しており、高齢となっていることから、特に宅地について、早期の買上げ要望がある。					
7 ニーズを踏まえた課題認識					
史跡指定地範囲内の土地の公有地化により、史跡内の遺構等を保護することができるが、公有地化率が70%を超えているため、史跡の整備へシフトしていく必要がある。					
8 必要性					
国分寺跡・尼寺跡は、奈良時代に建てられた寺跡であり、国指定の史跡となっている。保護、保存を定められた国指定史跡については、文化財保護法により、その土地の現状変更が制限されており、民間事業者は開発行為を行えない。このことから、「甲斐国千年の都 笛吹市」の貴重な歴史資産として、将来、観光、生涯学習及び地域住民の交流の場として活用していくためにも、公有地化を進め、史跡内の遺構等や景観を保存、整備する必要がある。					

9 昨年度実施した事業内容
<p>1 実施内容＝国指定史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡の保存整備を行った。</p> <p>2 歳入＝</p> <p>(1)国庫補助金 36,411千円(史跡等購入費補助金)</p> <p>(2)県費補助金 500千円(山梨県文化財保存事業費補助金)</p> <p>3 歳出＝</p> <p>(1)共済費 11千円(整理作業員労災保険料)</p> <p>(2)賃金 1,546千円(整理作業員賃金)</p> <p>(3)報償費 70千円(保存整備委員)</p> <p>(4)旅費 54千円(費用弁償)</p> <p>(5)消耗品費 182千円(図面ファイル、カラーラベル、盛土用土保護シート、草刈機消耗部品)</p> <p>(6)食糧費 16千円(国分寺跡整備事例先進地視察研修時の昼食代)</p> <p>(7)保険料 2千円(視察研修保険料)</p> <p>(8)委託料 15,618千円(建物等移転調査委託、土地価格鑑定業務等委託、第一期整備工事測量、設計、監理業務委託)</p> <p>(9)使用料及び賃借料 110千円(視察研修バス借上げ)</p> <p>(10)工事請負費 1,588千円(第一期整備工事)</p> <p>(11)公有財産購入費 16,659千円(史跡甲斐国分寺跡指定地域内土地買上げ)</p> <p>(12)備品購入費 53千円(刈り払い機購入)</p> <p>(13)補償金 27,008千円(指定地域内土地買上事業建物等移転補償)</p>
10 事業で得られた成果
<p>史跡指定地範囲内の土地の公有地化により、史跡内の遺構等を保護することができた。</p>
11 事業の効果
<p>観光：春祭りに合わせ、ボランティアガイドによる史跡の案内ができた。</p> <p>教育・各種団体：地元観光協会、市内保育所等による花等の植栽により、春の景観が整い、春イベントを開催することができた。</p> <p>公有地化率が70%を超えているため、整備の方向性を検討することが可能になり、整備計画の策定に着手できる。</p>
12 事業実施期間
<p>終期設定は平成42年度予定 ※実施計画は、文化財保護法の許可に時間が掛かるため、終期については、延長となる可能性がある。</p>
13 行政が関与する妥当性
<p>国分寺跡・国分尼寺跡は、文化財保護法により、その土地の現状変更が制限された国指定の史跡であり、民間事業者は開発行為を行えない。そのため、市が国・県補助金を活用し、文化財保護法に沿った整備を進めることが妥当である。また、市が宣言した「甲斐国千年の都 笛吹市」を語る土地でもあり、歴史資産を保護し、将来に伝えいく必要がある。</p>
14 緊急性
<p>史跡範囲内の土地は、文化財保護法により開発行為ができない。事業開始(旧一宮町)から30年以上経過しているほか、高齢になり跡継ぎもいないことから、特に宅地について、早期買上げが必要である。また、本格整備を実施するには、文化財保護法に基づく現状変更許可申請等の手続きが必要なため、それらの手続きを順次進めながら、早めに基本設計、実施設計を行う必要がある。</p>
15 類似事業
<p>なし</p>

評価調書

事務事業名	史跡甲斐国分寺跡整備事業
所属名	教育委員会 文化財課 国分寺跡整備担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	「甲斐国千年の都 笛吹市」として、歴史資産を保護し、継承していく必要があり、観光・生涯学習・地域住民の交流の場として活用していくため、整備することが必要である。史跡を訪れる市民や観光客等を対象としていることから②を選択した。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業				
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業				
	<input checked="" type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業				
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分のため、補完する事業				
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業				
評価の根拠	国分寺跡・国分尼寺跡は、市が宣言した「甲斐国千年の都 笛吹市」を語るものであり、歴史資産を保護し、将来に伝えいく必要があり、市が国・県・市専門委員会等の指導・助言をいただく中で、国・県補助金を活用し公有地化・整備等を行ってきた。史跡は、教育や観光に活用できるため、市が文化財保護法に沿った整備等を進めることが妥当である。				
	①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/>	はい	<input type="radio"/>	いいえ
拡充の理由					

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業			
	<input type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業			
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業			
	<input checked="" type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業			
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業			
評価の根拠	史跡範囲内の土地は、文化財保護法により開発行為ができない。買上げ事業の開始(旧一宮町)から30年以上経過しているほか、高齢になり跡継ぎもいないことから、特に宅地について、早期買上げの必要がある。			
	いつから、いつまで実施しなければならないのか	平成29～平成42年度まで(終期は見込み)		

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	国指定の史跡範囲内の土地は、文化財保護法により民間事業者では開発行為ができないため、ニーズの有無にかかわらず市が保存、整備を行う必要があるため。

評価調書

事務事業名	史跡甲斐国分寺跡整備事業
所 属 名	教育委員会 文化財課 国分寺跡整備担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	国分寺跡・国分尼寺跡は国指定史跡であり、「甲斐国千年の都 笛吹市」として、歴史資産を保護・継承し、その活動を行う中心となる場所である。国・県補助金を活用して、民有地買上げを実施し、第一期整備は、民間に委託し、測量・設計・工事を実施してきた。今後は、文化財保護法に沿った整備基本設計等を策定し教育・観光に活用できるよう、行政財産として整備を進める。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	74,692,934	円	市民 受益者数 (b)	69,861	人	受益者あたりのコスト (a/b)	1,069.16	円
評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	事業費の約70%は、民有地の買上げ・補償であるが、その80%は国庫補助金が充当できるよう事業に取り組み、整理作業、地形測量等優先順位を考慮し、事業費が大きくならないよう工夫した。							
コスト削減のための方策について記載								
文化財保護法に基づき事業を行う必要があるため、活用可能な補助制度を選択しながら、一般財源の支出比率を抑えていくことで、市費削減が図れる可能性がある。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	5,269,000円		53,131,000円		62,917,850円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	1.5 人	11,775,084円	1.5 人	11,775,084円	1.5 人	11,775,084円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	11,775,084円		11,775,084円		11,775,084円	
③ 年間経費 (①+②)		17,044,084円		64,906,084円		74,692,934円	
④ 国支出金	円	0円		39,824,000円		36,411,000円	
⑤ 県支出金	円	1,754,000円		2,237,000円		500,000円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		1,754,000円		42,061,000円		36,911,000円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		15,290,084円		22,845,084円		37,781,934円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	史跡甲斐国分寺跡整備事業
所 属 名	教育委員会 文化財課 国分寺跡整備担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価 の 根 拠	史跡指定範囲内の土地の公有地化については、計画的な取得を継続する必要がある。 今後の整備については、整備基本計画を基に財源等も考慮し、十分検討する必要がある。
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価 の 根 拠	事業開始から、相当な時間が経過していることから、残る30%を早急に公有地化する必要があるが、公有地化しただけでは、何も生み出さないため、教育や観光に活用できるよう、整備計画の策定を進める必要がある。また、整備には、多くの財源が必要となることから、補助金等の財源を適正に確保していくことが重要となる。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価 の 根 拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度	担当者名		古屋 利文
会計	01 一般会計		所属	教育委員会	文化財課国分寺跡整備担当
款	教育費_10	項	社会教育費_04		目 04文化財保護費
大事業	04 文化財保存整備事業		中事業	06 文化財保存整備事業	
1 事務事業の目的					
笛吹市内に所在する国・県・市から指定された史跡を保存・活用するとともに、後世に伝える。					
2 事務事業の対象					
史跡として指定されている国指定2件、県指定6件、市指定21件。 (※史跡とは、古墳、城跡、集落跡などの遺跡のうち歴史・学術上価値の高いものを指し、国や地方自治体によって指定されたものをいう。)					
3 現在の状態					
史跡に雑草等が繁茂するため除草等の定期管理、劣化した説明板の補修、景観保全のための植栽等を行っている。					
4 経緯					
国指定2件: 甲斐国分寺跡(一宮町)、甲斐国分尼寺跡(一宮町) 県指定6件: 姥塚(御坂町)、八田家御朱印屋敷(石和町)、岡・銚子塚古墳(八代町)、経塚古墳(一宮町)、竜塚古墳(八代町)、寺本廃寺跡(春日居町) 市指定21件: 能成寺跡(八代町)、石和陣屋跡(石和町)、石和本陣跡(石和町)、武田信重の墓(石和町)、御坂城跡(御坂町)、地藏塚古墳(八代町)、団栗塚古墳(八代町)、小山城跡(八代町)、弾誓窟(御坂町)、島田富重郎の墓(石和町)、天神のこし古墳(春日居町)、盃塚古墳(八代町)、狐塚古墳(八代町)、菩提山長谷寺(春日居町)、芍薬塚(春日居町)、八幡塚古墳(八代町)、牛居沢の窯跡(境川町)、青山家墓地(春日居町)、狐塚古墳(春日居町)、大蔵経寺建物跡(石和町)、辻保順守瓶の墓(春日居町) と大正11年に指定された甲斐国分寺跡他多くの古墳や城館跡、古代の寺院跡などが所在している。					
5 根拠法令					
文化財保護法					
6 ニーズ					
市民・観光客等: 岡・銚子塚古墳と竜塚古墳を訪れたときの案内を相互に表示して欲しい。 史跡指定地範囲内の土地の地権者: 寺本廃寺跡史跡範囲内の土地は、文化財保護法により開発行為ができないため早期の買上げの要望がある。					
7 ニーズを踏まえた課題認識					
史跡は、定期管理として雑草等の除草を行っていく必要があるが、個人所有の代が変わり、行政区等団体の労働力不足による史跡内の荒廃が懸念される。また、岡・銚子塚古墳と竜塚古墳の相互案内の表示は、双方の古墳からの眺望がよいので、今後工夫する必要がある。寺本廃寺跡整備の方向性を県と協議し、その史跡範囲内にある民有地の買上げが必要か、検討の継続が必要である。					
8 必要性					
市内の史跡は、文化財保護法の規定に基づき国・県・市から指定されており、それらが存在する地域の歴史や文化に最も深く関係しているものである。 市民が学校教育や生涯学習活動の中で、史跡を通して地域の歴史や文化に親しみ、学び、また、観光の面でも活用できるよう、その景観を維持・管理・整備していく必要がある。					

9 昨年度実施した事業内容
<p>1 実施内容＝寺本廃寺跡、岡銚子塚古墳、竜塚古墳など市内の史跡の管理・保存整備を行った。</p> <p>2 歳入＝ (1)県費補助金(山梨県文化財保存事業費補助金) 1,403千円</p> <p>3 歳出＝ (1)報償費 20千円(保存整備専門委員) (2)消耗品費 209,千円(草刈機消耗部品、美化植栽用球根購入) (3)委託料 4,053千円(史跡の除草等環境整備委託) (4)工事請負費 3,956千円(竜塚古墳景観回復工事)</p>
10 事業で得られた成果
維持管理することにより、史跡周辺の景観と融合した景観が維持できた。
11 事業の効果
<p>市民・観光:春祭りに合わせ、ボランティアガイドによる史跡の案内ができた。</p> <p>教育・各種団体:地元観光協会、市内保育所等による花等の植栽により、春の景観が整い、春イベントを開催することができた。</p>
12 事業実施期間
史跡は、文化財保護法に基づき、国・山梨県・笛吹市が指定したものである。その保存・管理・必要な整備等に終期は設定できない。
13 行政が関与する妥当性
史跡は、市が宣言した「甲斐国千年の都 笛吹市」を語るものであり、歴史資産を保護し、将来に伝えいく必要があり、市が国・県補助金を活用し管理・保存整備を行ってきた。史跡は、教育や観光に活用できるため、文化財保護法により指定された史跡は、滅失等によりその価値を失わない限り、管理・保存整備を市が進めることが妥当である。
14 緊急性
国・県・市から指定された史跡・古墳を保存・活用していくためには、景観の維持管理が必要であり、そのために除草作業は、継続して実施する必要がある。盛土状の儘の古墳等は、天候等により部分滅失が懸念されるため、必要に応じて国・県への現状変更許可申請を行い、修繕等を行っていく必要がある。
15 類似事業
なし

評価調書

事務事業名	文化財保存整備事業
所 属 名	教育委員会 文化財課 国分寺跡整備担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	「甲斐国千年の都 笛吹市」として、歴史資産を保護し、継承していく必要があり、市内に所在する国・県・市から指定された史跡を保存・活用していくため、整備することが必要である。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業				
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業				
	<input checked="" type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業				
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分のため、補完する事業				
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業				
評価の根拠	史跡は、市が宣言した「甲斐国千年の都 笛吹市」を語るものであり、歴史資産を保護し、将来に伝えいく必要があり、市が国・県補助金を活用し管理・保存整備を行ってきた。史跡は、教育や観光に活用できるため、文化財保護法により指定された史跡は、滅失等によりその価値を失わない限り、管理・保存整備を市が進めることが妥当である。				
	①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/>	はい	<input type="radio"/>	いいえ
拡充の理由					

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業			
	<input type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業			
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業			
	<input checked="" type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業			
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業			
評価の根拠	国・県・市から指定された史跡を保存・活用していくためには、景観の維持管理が必要であり、そのために除草作業は、継続して実施する必要がある。盛土状の儘の古墳等は、天候等により部分滅失が懸念されるため、必要に応じて国・県への現状変更許可申請を行い、修繕等を行っていく必要がある。			
	いつから、いつまで実施しなければならないのか	史跡・古墳がある限り、終期は見込みは無い。		

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input checked="" type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	史跡は、定期管理として雑草等の除草を行っていく必要があるが、個人所有の代が変わり、行政区等団体の労働力不足による史跡内の荒廃を心配する声がある。寺本廃寺跡整備の方向性を県と協議し、その史跡範囲内にある民有地の買上げが必要か検討の継続が必要である。

評価調査

事務事業名	文化財保存整備事業
所 属 名	教育委員会 文化財課 国分寺跡整備担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業 <input type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業 <input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業 <input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	史跡は、「甲斐国千年の都 笛吹市」として、歴史資産を保護し、継承していく活動を行う中心となる場所である。除草・補修等は、国庫補助金・県補助金を活用し実施し、民間所有については、民間に委託し実施してきた。今後も、教育・観光に活用できるよう文化財保護法に沿った維持管理を行う。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	12,163,028	円	市民 受益者数 (b)	69,861	人	受益者あたりのコスト (a/b)	174.10	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている <input type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である <input checked="" type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	文化財である史跡は経年劣化していくため、その維持管理のコストは、できる限り費用を抑えるなかで取組んだが、対象物が指定文化財という特殊性のため、事業の成果・効果を出すためにはコストが増す。							
コスト削減のための方策について記載								
補修が必要な案件については、早期の修繕等を実施していく。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	9,110,000円		8,448,000円		8,238,000円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.5	3,925,028円	0.5	3,925,028円	0.5	3,925,028円
	再 任 用 職 員	0.0	0円	0.0	0円	0.0	0円
	嘱 託 職 員	0.0	0円	0.0	0円	0.0	0円
	臨 時 職 員	0.0	0円	0.0	0円	0.0	0円
	人件費計	3,925,028円		3,925,028円		3,925,028円	
③ 年間経費 (①+②)		13,035,028円		12,373,028円		12,163,028円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	2,000,000円		1,819,000円		1,403,000円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		2,000,000円		1,819,000円		1,403,000円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		11,035,028円		10,554,028円		10,760,028円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	文化財保存整備事業
所 属 名	教育委員会 文化財課 国分寺跡整備担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価の根拠	文化財保存整備は、継続的に行わなければならないと考えるが、文化財の有効活用につながり事業効果が上がるような方策と取り組みが必要である。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価の根拠	指定された史跡については、管理、保存をして行かなければならないとのことだが、維持管理コストが最少のものとなるよう、保存、整備方法について検討する必要がある。除草作業等、簡単な環境整備を兼ねたイベントを企画するなど、整備に市民やボランティアの力を活用することもひとつの方策と考える。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価の根拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度	担当者名		丹澤 節
会計	01 一般会計		所属	教育委員会	図書館
款	教育費_10	項	社会教育費_04		目 02図書館費
大事業	石和図書館管理運営費		中事業	石和図書館管理運営費	
1 事務事業の目的					
図書館を市民が利用しやすい環境に整備・維持する。					
2 事務事業の対象					
市民					
3 現在の状態					
図書館の市民サービスの更なる向上を目指し、図書館業務(窓口業務・利用者管理・資料検索・書誌データ作成・資料の発注登録・統計処理・蔵書点検・WEB関係業務・学校図書館連携等)のより一層の効率化を図っている。図書館情報システムは平成23年度に学校図書館との統合システムを構築し、住基カードの図書館利用を開始するなど住民サービスの向上に努め、市の図書館システムとして使用してきた。しかし、導入後6年を経過し、機器の老朽化・保守対応期限切れ等の問題を解消すべくシステムの更新検討の必要が生じたため、平成29年度に市立図書館情報システム及び学校図書館システムの更新を行った。					
4 経緯					
昭和62年に石和町立図書館として開館し、平成16年6町村の合併とともに、笛吹市立図書館の中央館としての運営も行っている。 図書館システムをネットワークで結び、市内6公共図書館・18学校図書館・県内公共図書館とも情報を共有し、住民サービスの窓口を広げた。 H29年度にシステムの更新を行った。					
5 根拠法令					
教育基本法―社会教育法―図書館法					
6 ニーズ					
自身や家族のために読書する図書を検索・貸出利用することができる。また、課題解決・情報収集のために他機関・施設の資料も含め、閲覧・貸出することができる。					
7 ニーズを踏まえた課題認識					
図書館は、いつでもどこでもだれでも学べる生涯学習の施設として、環境整備を行わなければならない。ますます進む高齢化や読書環境の減少の傾向を考え、市民の身近に図書館があり、市民の意見を反映しながら図書館運営を継続的に進める。					
8 必要性					
社会教育施設として教育機関として市民の生涯学習の推進に取り組み、市の施策であるこころ豊かに暮らせるまちづくりへの目標実現を図るため。					

9 昨年度実施した事業内容
<p>1 実施内容 市内図書館6館の中央館として、図書館管理、事業計画、職員配置、職員研修、年間行事(全館に関わるイベント・講演会・講座等)の企画調整を行っている。毎週選書会議を開き、購入図書調整をして発注処理を一括行っている。新刊受入れに伴い、蔵書の整理と入替・廃棄を定期的に行っている。読書を通じて心豊かな生活を送り、生涯学習の拠点としてより多くの市民に利用していただくために、図書館利用環境の充実を図るために、蔵書の充実、問題解決支援のレファレンス、館外貸出(市内各施設への団体貸出と定期的な入替)等を行っている。また、よみきかせやお話会、手作り絵本教室等の開催やブックプレゼントの実施など、子育て支援も行っている。</p> <p>2 歳出</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 報酬 42千円(図書館協議会委員報酬) (2) 報償費 500千円(講演会講師謝礼) (3) 需要費 2,134千円(雑誌・新聞代・事務用品等消耗品費、公用車燃料費、食料費、印刷製本費、修繕費) (4) 役務費 183千円(電話料) (5) 委託料 23,363千円(システム構築業務17,559千円、保守料5,045千円等) (6) 使用料 619千円(コピー機使用料、オンラインサービス使用料等) (7) 工事請負費 1,372千円(防犯カメラ3館設置費) (8) 備品購入費 22,532千円(資料購入、視聴覚コーナーテレビ購入、システムハードウェア購入) (9) 負担金 61千円(国・県図書館協会年会費)
10 事業で得られた成果
<p>図書館の利用環境の整備をすることにより、気軽に、便利に図書館を利用してもらえた。H29年度貸出総数487,837点、開催お話会・イベント参加者数13,734人</p>
11 事業の効果
<p>市内公共図書館・学校図書館とのネットワークにより、図書館資料の有効な提供・利用が拡がり、また図書館職員が外へ出向き、学校教育への強力、子育て支援、高齢者・障害者サービスとの連携が図れ、気軽に身近な図書館として利用してもらえる環境整備ができた。</p>
12 事業実施期間
<p>毎年継続</p>
13 行政が関与する妥当性
<p>日本国憲法の第26条は『すべての国民はひとしく教育をうける権利』を実現するための法律であり、教育基本法の前文で「ここに、われわれは、日本国憲法の本質にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その進行を図るため、この法律を制定する。」とある。そして第十二条で、「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。」とある。</p>
14 緊急性
<p>なし</p>
15 類似事業
<p>なし</p>

評価調書

事務事業名	石和図書館管理運営費
所 属 名	教育委員会 図書館

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	地域の人々の学習・交流の拠点として誰もが利用できる図書館運営を行い、こころ豊かに暮らせる環境づくりを推進することが必要である。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする「図書館法」により、地方公共団体が設置した公立図書館であり、市民の生涯学習を保障するために必要な運営事業である。
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
拡充の理由	

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	市民が生涯にわたり、自ら学び充実した生活を送れるよう、長期継続して環境整備にとりくむ必要がある。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	継続実施

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	「図書館法」により、地方公共団体が設置した公立図書館であるので、市民の生涯学習を保障するために必要な運営事業である。

評価調書

事務事業名	石和図書館管理運営費
所 属 名	教育委員会 図書館

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	「市の施策である人と文化を育むまちづくり」の推進に向け、市民の生涯学習を保障するために、市がその経費を負担すべきである。 図書館システムについては、専門性があるので民間業者に委託している。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	96,628,457	円	市民 受益者数 (b)	69,861	人	受益者あたりのコスト (a/b)	1,383.15	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	図書館資料の選定・気軽に足を運んでもらえるような利用環境づくりを年間を通して検討・実施している。システム更新のための経費がかかったが、機器の老朽化・保守期限切れの問題を解消し、市民サービスの更なる向上と図書館業務のより一層の効率化を図るために妥当だった。							
コスト削減のための方策について記載								
システム更新によって、保守料の改善がされた。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	16,211,240円		16,287,735円		50,804,505円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	4.5 人	35,325,252円	4.5 人	35,325,252円	4.5 人	35,325,252円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	5.0 人	10,498,700円	5.0 人	10,498,700円	5.0 人	10,498,700円
	人件費計	円	45,823,952円	円	45,823,952円	円	45,823,952円
③ 年間経費 (①+②)		62,035,192円		62,111,687円		96,628,457円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		0円		0円		0円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		62,035,192円		62,111,687円		96,628,457円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	石和図書館管理運営費
所 属 名	教育委員会 図書館

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価の根拠	図書館の管理運営は、継続して実施していく必要がある。ただし、今後の課題として、効果的、効率的な運営を図るために、指定管理者制度の導入等管理運営の手法について検討を進める必要がある。
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価の根拠	市内に6か所ある市立図書館を維持管理していくことは、人的にも、財政的にも難しい状況となってきたため、それぞれ利用状況など分析を行った上で、集約化を進める必要がある。複数ある図書館を集約化することで、より充実した蔵書、設備にすることも可能であり、効果的、効率的な運営を行うことができると考えられる。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価の根拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		